



米令衆國貨幣委員報告書

第十号

大藏省
翻譯課



114
A1405
13



決議

白耳義國造幣規則(千八百七十三年十二月十八日ノ制定ニ係ル)ヲ存在施行スル

白耳義國民ノ王「リオホルド」第二世茲ニ左ノ法制ヲ頒布ス

千八百七十三年十二月十八日ニ布告セル造幣規則ヲ千八百

七十七年一月一日マテ存在施行スル旨ヲ議院ニ於テ採用決

定ス故ニ余等茲ニ國璽ヲ鈴シ「モニテ」ウ新聞紙ヲ以テ之ヲ

布告ス

千八百七十五年四月二十七日在「レ」ケン府

國王「リオホルド」

大藏卿「セ」マロ」

司法卿「テ」ランドシ「ア」點檢シテ國璽ヲ鈴ス

大正十一年四月
甲信郎 贈

〔四〕十八号
自千八百三十二年 至 千八百七十五年 白耳義國銅貨鑄造高明細表

年 度	四「センチム」	二「センチム」	五「センチム」	十「センチム」	合 計
千八百三十二年	五〇、七三、二三	三三四、九五六、三八	三二一、八三九、九〇	九九、三三〇、八〇	九九、三三〇、八〇
千八百三十三年	三九、三〇、〇〇	五一一、〇七五、六〇	二二一、八三九、九〇	九九、九六五、四〇	七〇六、三三六、六一
千八百七十年	、	、	、	、	五九二、三七五、六〇
千八百七十一年	、	、	、	、	、
千八百七十二年	、	、	、	、	、
千八百七十三年	二〇、三六三、一七	一四九、八一三、七四	、	、	一七〇、一七五、九一
千八百七十四年	三九、〇六七、二八	一五七、五八一、五六	、	、	一九六、五八五、八四
千八百七十五年	二九、七〇四、六一	一五八、六三三、三六	、	、	一八八、三三九、九七
合 計	七九四、三二四、二三	四、五八七、八〇三、四六	二、六四四、八二九、五三	三〇八、八九一、三〇	八、三三五、八七〇、〇四

白耳義國政府地金交換及造幣検査長 茲ニ此表ヲ証明ス
同 造幣主長 茲ニ之ヲ保証ス

千八百七十六年	、	、	、	、	、
千八百七十七年	、	、	、	、	、
千八百七十八年	、	、	、	、	、
千八百七十九年	、	、	、	、	、
千八百八十年	、	、	、	、	、
千八百八十一年	、	、	、	、	、
千八百八十二年	、	、	、	、	、
千八百八十三年	、	、	、	、	、
千八百八十四年	、	、	、	、	、
千八百八十五年	、	、	、	、	、
千八百八十六年	、	、	、	、	、
千八百八十七年	、	、	、	、	、
千八百八十八年	、	、	、	、	、
千八百八十九年	、	、	、	、	、
千八百九十年	、	、	、	、	、

自千八百三十二年 至千八百七十五年 白耳義國銅貨鑄造高明細表

年 度	四「センチム」	二「センチム」	五「センチム」	十「センチム」	合計	
千八百三十二年	40,733,233	334,956,388	31,839,900	99,330,800	99,330,800	
千八百三十三年	50,733,233	65,357,060	135,730,800	706,336,600	706,336,600	
千八百三十四年	43,672,490	53,948,010	579,152,630	191,087,800	191,087,800	
千八百三十五年	42,557,200	54,673,000	601,879,750	584,280,200	584,280,200	
千八百三十六年						
千八百三十七年						
千八百三十八年						
千八百三十九年						
千八百四十年						
千八百四十一年		44,528,740	125,425,900	169,954,640	169,954,640	
千八百四十二年		56,452,280	276,827,000	333,279,280	333,279,280	
千八百四十三年						
千八百四十四年	18,291,470	36,035,780		54,327,250	54,327,250	
千八百四十五年	83,222,866	166,480,060		249,702,926	249,702,926	
千八百四十六年	82,409,540	161,776,560		244,186,100	244,186,100	
千八百四十七年	52,382,900	104,632,020	565,262,000	134,696,600	134,696,600	
千八百四十八年	3,830,310	8,398,780	92,257,700	41,056,300	145,543,090	145,543,090
千八百四十九年	2,184,000	73,805,220	72,357,100	36,574,600	192,920,920	192,920,920
千八百五十年	23,085,090	80,719,560	134,451,250	165,607,900	403,863,800	403,863,800
千八百五十一年		48,138,060	29,052,990	167,191,000	244,382,050	244,382,050
千八百五十二年		14,633,840	97,145,000	21,766,830	133,545,670	133,545,670
千八百五十三年		9,326,600	35,242,650		44,569,250	44,569,250
千八百五十四年						
千八百五十五年		3,423,980	13,242,500	2,824,000	19,491,480	19,491,480
千八百五十六年	24,380,360	125,103,280	282,794,000	16,352,600	448,630,240	448,630,240
千八百五十七年	9,481,750	92,238,640	24,965,150	216,688,840	343,374,380	343,374,380
千八百五十八年	9,164,410	63,544,960	135,575,990	208,285,320	416,570,680	416,570,680
千八百五十九年	9,822,510	81,483,740	229,564,350	220,870,600	532,811,200	532,811,200
千八百六十年	15,806,030	61,403,640	9,949,800	87,159,520	174,328,990	174,328,990
千八百六十一年	16,963,460	58,472,060		250,850,830	316,286,350	316,286,350
千八百六十二年	29,069,620	131,781,160		375,422,560	536,973,340	536,973,340
千八百六十三年		372,424,560		336,792,200	709,216,760	709,216,760
千八百六十四年		336,792,200		336,792,200	673,584,400	673,584,400
千八百六十五年		48,945,940		40,900	49,391,840	49,391,840
千八百六十六年						
千八百六十七年						
千八百六十八年						
千八百六十九年	50,643,410	99,438,600		200,820,000	350,902,010	350,902,010
千八百七十年	39,300,000	51,307,560		552,375,600	643,003,160	643,003,160
千八百七十一年						
千八百七十二年						
千八百七十三年	20,363,170	149,812,740		170,175,900	340,351,810	340,351,810
千八百七十四年	39,067,280	157,518,560		196,535,840	393,121,680	393,121,680
千八百七十五年	29,704,610	158,635,360		188,339,900	476,679,870	476,679,870
合計	794,324,233	4,587,803,466	2,644,829,530	3,893,330	8,335,870,000	8,335,870,000

白耳義政府地金交換及造幣検査長茲此表ヲ証明ス
 造幣主長茲之ヲ保証ス

自千八百三十二年 至千八百七十五年 白耳義國銀貨鑄造高明細表

年度	ニ「ロシヤ」	四「フランク」	羊「フランク」	一「フランク」	ニ「フランク」	ニ「フランク」	五「フランク」	八「フランク」
千八百三十二年	ニ「ロシヤ」	四「フランク」	羊「フランク」	一「フランク」	ニ「フランク」	ニ「フランク」	五「フランク」	八「フランク」
千八百三十三年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百三十四年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百三十五年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百三十六年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百三十七年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百三十八年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百三十九年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十一年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十二年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十三年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十四年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十五年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十六年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十七年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十八年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百四十九年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十一年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十二年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十三年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十四年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十五年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十六年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十七年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十八年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百五十九年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十一年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十二年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十三年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十四年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十五年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十六年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十七年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十八年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百六十九年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百七十年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百七十一年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百七十二年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百七十三年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百七十四年	、	、	、	、	、	、	、	、
千八百七十五年	、	、	、	、	、	、	、	、

白耳義政府地金交換及造幣検査長以此表ヲ證明ス
 同 造幣主長ニ致シ之ヲ保証ス

自千八百三十二年 至千八百七十五年 白耳義國銀貨鑄造高明細表
 千八百三十二年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百三十三年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百三十四年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百三十五年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百三十六年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百三十七年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百三十八年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百三十九年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十一年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十二年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十三年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十四年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十五年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十六年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十七年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十八年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百四十九年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十一年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十二年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十三年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十四年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十五年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十六年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十七年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十八年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百五十九年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十一年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十二年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十三年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十四年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十五年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十六年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十七年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十八年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百六十九年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百七十年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百七十一年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百七十二年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百七十三年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百七十四年 一、一八〇、〇〇〇
 千八百七十五年 一、一八〇、〇〇〇

〔日〕十八号 自千八百三十二年 至千八百七十五年 白耳義國金貨鑄造高明細表

年度	十「フランク」	二十五「フランク」	二十「フランク」	合計
千八百三十二年				
千八百三十三年				
千八百三十四年				
千八百三十五年				
千八百三十六年				
千八百三十七年				
千八百三十八年				
千八百三十九年				
千八百四十年				
千八百四十一年				
千八百四十二年				
千八百四十三年				
千八百四十四年				
千八百四十五年				
千八百四十六年				
千八百四十七年				
千八百四十八年		八〇、三七、四二五		八〇、三七、四二五
千八百四十九年	三七、一、八八〇	三、七四九、五七五		四、一三一、四五五
千八百五十年	六三三、二七〇	一、八九三、八七五		一、四八七、一四五
千八百五十一年				
千八百五十二年				
千八百五十三年				
千八百五十四年				
千八百五十五年				
千八百五十六年				
千八百五十七年				
千八百五十八年				
千八百五十九年				
千八百六十年				
千八百六十一年				
千八百六十二年				
千八百六十三年				
千八百六十四年				
千八百六十五年				
千八百六十六年				
千八百六十七年				
千八百六十八年				
千八百六十九年				
千八百七十年				
千八百七十一年				
千八百七十二年				
千八百七十三年				
千八百七十四年				
千八百七十五年				
合計	一〇、〇五、一五〇	一三、六四、〇八五	三六、二九、二四〇	三、七七、九三、五〇五

白耳義政府地金交換及造幣検査長茲ニ此表ヲ証明ス
 造幣主長茲ニ之ヲ保証ス

自千八百三十二年 至千八百七十五年 白耳義國金貨鑄造高明細表
 千八百三十二年 一、〇〇五、一五〇
 千八百三十三年 一、〇〇五、一五〇
 千八百三十四年 一、〇〇五、一五〇
 千八百三十五年 一、〇〇五、一五〇
 千八百三十六年 一、〇〇五、一五〇
 千八百三十七年 一、〇〇五、一五〇
 千八百三十八年 一、〇〇五、一五〇
 千八百三十九年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十一年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十二年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十三年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十四年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十五年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十六年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十七年 一、〇〇五、一五〇
 千八百四十八年 八〇、三七、四二五
 千八百四十九年 三七、一、八八〇
 千八百五十年 六三三、二七〇
 千八百五十一年 一、〇〇五、一五〇
 千八百五十二年 一、〇〇五、一五〇
 千八百五十三年 一、〇〇五、一五〇
 千八百五十四年 一、〇〇五、一五〇
 千八百五十五年 一、〇〇五、一五〇
 千八百五十六年 一、〇〇五、一五〇
 千八百五十七年 一、〇〇五、一五〇
 千八百五十八年 一、〇〇五、一五〇
 千八百五十九年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十一年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十二年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十三年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十四年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十五年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十六年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十七年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十八年 一、〇〇五、一五〇
 千八百六十九年 一、〇〇五、一五〇
 千八百七十年 一、〇〇五、一五〇
 千八百七十一年 一、〇〇五、一五〇
 千八百七十二年 一、〇〇五、一五〇
 千八百七十三年 一、〇〇五、一五〇
 千八百七十四年 一、〇〇五、一五〇
 千八百七十五年 一、〇〇五、一五〇
 合計 三、七七、九三、五〇五

白耳義國金部造幣局

自一千八百三十二年

白耳義國金部造幣局

第十八号

自一千八百三十二年

至一千八百七十五年
白耳義國白銅錢鑄造明細表

年度	三、マシキー	十、マシキー	二十、マシキー	合計
一千八百三十二年				
一千八百三十三年				
一千八百三十四年				
一千八百三十五年				
一千八百三十六年				
一千八百三十七年				
一千八百三十八年				
一千八百三十九年				
一千八百四十年				
一千八百四十一年				
一千八百四十二年				
一千八百四十三年				
一千八百四十四年				
一千八百四十五年				
一千八百四十六年				
一千八百四十七年				
一千八百四十八年				
一千八百四十九年				
一千八百五十年				
一千八百五十一年				
一千八百五十二年				
一千八百五十三年				
一千八百五十四年				
一千八百五十五年				
一千八百五十六年				
一千八百五十七年				
一千八百五十八年				
一千八百五十九年				
一千八百六十年				
一千八百六十一年				
一千八百六十二年				
一千八百六十三年				
一千八百六十四年				
一千八百六十五年				
一千八百六十六年				
一千八百六十七年				
一千八百六十八年				
一千八百六十九年				
一千八百七十年				
一千八百七十一年				
一千八百七十二年				
一千八百七十三年				
一千八百七十四年				
一千八百七十五年				
合計	二〇四八、八四、五〇	四一八九、三三、三〇	三六〇、七三、四〇	六、五九八、九一、二〇

白耳義政府地金交換及造幣検査長茲ニ此表ヲ証明ス
造幣主長茲ニ之ヲ保証ス

千八百三十二年	千八百三十三年	千八百三十四年	千八百三十五年	千八百三十六年	千八百三十七年	千八百三十八年	千八百三十九年	千八百四十年	千八百四十一年	千八百四十二年	千八百四十三年	千八百四十四年	千八百四十五年	千八百四十六年	千八百四十七年	千八百四十八年	千八百四十九年	千八百五十年
1832	1833	1834	1835	1836	1837	1838	1839	1840	1841	1842	1843	1844	1845	1846	1847	1848	1849	1850

(口) 千八百号
 至千八百三十五年
 自千八百三十二年
 年表
 貨幣
 變遷
 總覽
 其年
 無
 意
 欲
 也

ハ 各國貨幣取調ニ付米國派出各國公使ノ疑問ノ答

第一疑問 貴下米國ノ國ニ於テ過ル十五ヶ年乃至二十ヶ年間

ニ金銀價格比較ノ事ニ付變事アリヤ

抑モ我在留ノ白耳義國ハ佛國ニ隣リシ貿易上ノ關係緊密ナル

カ故ヲ以テ千八百三十二年六月五日始テ佛國ノ貨幣法(金銀貨

ニ關ス)ヲ採用シタリ而シテ之ヲ採用シタルヤ一言一句摹擬ノ間

ニ毫厘ノ差アルヲ見ナル也

第三疑問 金銀價格比較ニ付種々ノ變易アリシハ何等ノ理由

ニ因テ然ルヤ

金銀比較價位ニ付テノ變易ノ理由及之ヨリ生シタル所ノ結

果如何ヲ明晰ナラシメンニハ先ツ佛國ノ法律ニ溯リテ追論ス

ルヲ緊要トス蓋シ茲ニ追論スルハ其變易ノ源流ヲ確定スル所

以ナリ

夫レ佛國貨幣法ノ主義ハ金銀ノ二者ヲ併用シテ通貨ト為レ其
 比較價位金量一ニ付銀量十五半ノ割合ナルカ故ニ一「フランク」
 ノ銀貨ハ純銀五分ノ九百ニテ五「グラム」ヲ重サシテ二十「アランク」
 ノ金貨ハ純金十分ノ九百ニテ六「グラム」四五一六一「重サ」故
 ニ今銀貨ヲ以テ金貨ニ比較セハ其重量純銀ニテ十五倍半ナル
 ヲ知ルヘシ佛國ニ於テ金銀ノ比較ヲ斯ク定メタルハ實ニ千八
 百三年ナリ(當時共和政府ニシテ)而シテ此比較ハ金銀自然ノ價
 値ニ基キタルニ非ラス又此時ノ平均相場ニ因リタルニモ非ス
 又外國ノ相場ニ根拠シタルニモ非ス如何トナレハ當時自然ノ
 價値ハ金量一「キログラム」ニ付銀量二十九「キログラム」比例ナ
 レハナリ(千八百三年ノ「ニ」ニテ「サウ」新聞紙中)又當時ノ平均相場
 ハ金量一ニ付銀量十四ト十分三ナレハナリ(千八百三年佛國共和政府則チ國會中
 ノ理財局長「レ」ブルト「氏」ノ報告書ヲ参照スヘシ)或ハ又當時ノ外國
 へシ此書ハ本書ノ附録ニシテ「印」ノ外ナリ

相場ハ西班牙及ヒ葡萄牙兩國ノ間ニ確定シタル所ニシテ
 金量一ニ付銀量十六ナレハナリ(「エ」ニ「述」タル所「考」スヘシ)
 是ヲ以テ之ヲ觀レハ當時佛國ノ金銀價格ノ比較ハ自然ノ價値
 ニ出タルニ非ス又當時ノ相場ニ因タルニモ非スレテ全ク法ヲ
 以テ強ヒテ之ヲ定メタルニ過キカルヲ知ルヘシ是余カ前ニ
 云ヘル所ノ金銀價格比較交易ノ源流ニシテ殊更ニ足下ノ注意
 ヲ希フ所ナリ而シテ此原因ヨリ白國ノ貨幣法ニ論及セントス
 ルニ當リ先ツ該國ノ景情ヲ茲ニ一言セント欲ス乃チ千八百三
 十二年六月又日ニ始テ佛國ノ貨幣法ヲ採用シ爾來貨幣上ノ事
 ニ付テハ白國ハ恰モ佛國ノ從屬ニ於ケルカ如シ是故ニ白國ノ
 貨幣法ヲ論セント要セハ佛國ノ法ニ涉ラサルヲ得ス況ンヤ西
 國相隣リシ言語風俗相同フシテ往來互市ノ絡繹トシテ絶ヘカ
 ルニ於テヤ

佛國ハ千八百三年以來嘗テ貨幣條例ヲ變更シタルヲナク且ツ
 獨立單行シテ萬國無比ノ巨財ヲ鑄造シタリ乃チ千八百五十年
 ヨリ千八百六十年迄ニ其鑄造高ハ銀貨五フランク及ヒ金貨ニ
 テ六拾七億。九百八拾五万六千貳百四拾フランクナリ是英米
 兩國ノ間ニ於テ鑄造シタル所ノ高ニ幾シト相等シ此高大約七
十億フラン
 ナリク
 又之レニ反シテ白國ハ佛國ノ法ヲ採用セサルノ以前ハ貨幣ニ
 乏レク且ツ佛國ノ法ヲ摹擬マシ以後ト虽モ動モスレハ國財空
 乏ヲ告ケタルノ患アリテ之ク為ニ屢々此法ヲ改正セント試ミ
 タリ乃チ千八百四十七年三月三十一日ニ其議院カ純金千分ノ
 九百ニテ重量セ「グラム」九一五五六ノ割合ヲ以テ二十五「フラン
 ク」及ヒ補助貨幣一「フランク」新造ノ命ヲ出シタルモ畢竟此故
 リテ然ル

10.

今其新造ノ貨幣ニ付金銀價格ノ比較ヲ見ルニ一ニ付十六、七
 ノ割合ナリ然ルニ曩者發行ノ二十「フランク」ハ一ト十五、半ノ割
 合ニシテ而モ之ヲ今日マテ改鑄セアルカ故ニ白國貨幣ニ三種
 ノ本位アリト云アルヲ得ス即チ第一及ヒ第二種ハ佛國ノ法ニ
 倣ヒテ鑄造シタル所ノ金及ヒ銀貨幣ノ二本位即チ一ト十五、半
 ノ割合ノモノナリ又第三種ハ其新造ノ貨幣是ナリ
 此ノ如ク貨幣ヲ増殖シタルト虽モ此國ノ貿易及ヒ百工ノ事業
 ハ其空乏ヲ告ルヲ頗リナリ是ヲ以テ千八百四十八年三月四日
 彼ノ議院ニ於テ英金貨「ソベレ」純金千分ノ九百十六ニシテ
重量セ「グラム」九一五五六ヲ二「フランク」十二當テ代
 テ二十五「フランク」半ニ當テ強ヒテ之ヲ此國ニ流用シ又和蘭債
 幣「フローリン」純金千分ノ九百四十五ヲ二「フランク」十二當テ代
 用セシメタリ蓋シ此「フローリン」ヲ二「フランク」十二當タルハ曩
 者鑄造ノ二十「フランク」ト五「フランク」トノ比較價位ニ適中シ乃

テ其割合一ト十五半ノ比例ナルカ故ニ之ヲ以テ的當ノモノ
ト為スベシケレバ、トベレシニ至テハ然ラス乃今之ヲ以テ銀債
五フランクト比較セハ一ト十五六九三分ニ當ルナリ今又之
ヲ目シテ第四種本位貨幣ト云フモ不可ナルナシ
斯ノ如キ外國貨幣流用ノ法ハ此年九月二十八日ヲ以テ廢止セ
リ但シ言フ我輩カ茲ニ此法ヲ陳述シタル所以ハ外ナラス白國
ノ窮迫ニ際シ金銀ハ勿論考案ノ金屬ニ至ルマテ鑄造ラ悉
ト至レ然レ尚ホ此國窮迫ヲ免レサリシ事ヲ明示セントノ素志
ナリ然リ而シテ此法施行ノ際則チ千八百四十八年頃ハ政州一
般昇沸ノ勢アリテ為ニ信憑ノ途ヲ閉塞シ百工貿易ノ事業モ亦
方ニ土崩ノ勢アリ而シテ之ヲ未然ニ防クニハ巨大ノ財ナリ
ラサルヲ得アルノ秋ナリ此ノ如キハ素ヨリ異常ノ事ト虽レ又
宜ク之ヲ整ミテ豫シメ之ヲ備ヲ為サスハ非ス若シ然ラシレ

11

ニ於テハ積年ノ勞功蓄財ノ利ヲモ一朝ノ烟ニ消散スルニ至ラ
リ今若シ行國ヲ四ハス此ノ如キ擾亂ニ際シテ其功ヲ奏スルモ
ノハ金銀ニ若クモノナカルヘシ
然レモ異変アル毎ニ必スレモ金銀ヲ以テ萬全ノモノト特ムヘ
カラス既ニカリフォルニア州ニ開礦ノ舉アリシヨリ其影響世
界中ニ波及シテ即チ佛國ニモノメタリスツ金債ノミヲ以テ債
論ル黨派ニシテ「レメタリス」ノ論黨起リ「レミツチエル」レベリレスハ
スレトレト反對論者ナリ）ノ論黨起リ「レミツチエル」レベリレスハ
之カ領袖ト為リテ大ニ單格貨幣ノ可ナルヲ主唱シタリシモ金
債ノ價值遂ニ墮落シタルニ非スヤ
白國ニ於テハ千八百五十年十二月二十八日ヨリ金債ノ流通ヲ
嚴禁シ獨リ銀債ヲ以テ本位貨幣トナシテ通用ノ資トナセリ而
レテ此ノ如クスルト十有一年ノ後其貿易工業上ニ其弊ヲ現出
スルニ至リテ是乎政府ノ意ニ逆ヒ其議院ハ不得止又千八百

三十二年、曰法。復レテ金銀ノ二者ヲ以テ本位貨幣ニ再決レ
タリ然レ此時此國ノ金貨空乏セルカ故ヲ以テ適々佛國金貨ノ
此國ニ在留セルモノヲ以テ融通ノ便宜ヲ得タリ十八百六十一年六月四日制
定ノ白國法律ヲ参考スヘシ
蓋シ佛國金貨ヲ以テ姑ラク此國鑄造ノ貨幣ト看做レテ融通ノ
便宜ヲ得タルハ千八百六十五年十二月二十三日ヲ以テ兩國ノ
結約ニ成リシ所ニシテ千八百三十二年ニ佛國貨幣法採用以來
茲ニ望ルマテ二十有八年、星霜ヲ経タリ此間数々法制ヲ変シ
レテ試ミタル所アリシト虽氏終ニ又是ニ於テ曰規ニ復ス而シ
テ千八百八年以來佛國ニ於テ貨幣融通ノ道ヲ梗塞シタルカ如
キ事ナキハ全ク其法制空シキヲ得タルカ所以ニシテ且ツ之ヲ
施行シタル事六十有餘年ノ久シキニ亘レリ然ルニ白國ニ於テ
ハ数度ノ變更ヲ註ミテ終ニ曰ニ復シタルヲ見レハ愈々佛國法

12

制ノ空ヲ得テ變更スル下ハハサルノ理由アルモノト去レテ
尚ホ其然ル所以、推究シテ詳論スル所アラントス

イ 第二疑問

純銀年平均相場ヲ純金ニテ算当セハ其割合如何
又金價年平均相場ヲ純銀ニテ算当セハ其割合如何
何又金貨若クハ銀貨本位ニテ純金銀ヲ算当セハ
其割合如何

前款ニ開陳シタル如ク白國ノ議院カ屢々金銀比
較價位ヲ變更シ之カ為メニ何等ノ影響ヲ生セシ
ヤ又金銀ノ年平均價値ハ如何

抑モ今日歐羅巴ニ於ケル金銀貨ノ相場ハ獨リ英國市場之ヲ管
掌左右シ得ルト虽モ當時政州ノ第一市場タル置位ヲ占有シタ
ル佛國ニ於テ金銀一ニ付銀量十五半ノ割合ヲ以テ自在ニ受授
賣買ヲ為セルカ故ニ英國ト虽氏之カ為メニ影響セラレテ其相

場ヲ此割合ニ取テサルヲ得マリシ況ンヤ
浮沈ヲ為ス國ニ於テヲセ

蓋シ佛國ニ於テ千八百三年ニ其貨幣法ヲ施行セシ以來各國ヨ

リ金銀價ハ漸ク茲ニ輻輳シ第三世奈勃烈翁ノ世ニ其歸鞏高六

十億フランクナリシカ千八百七十一年ニ至リ一百二十億有餘

ノ巨財ヲ蝟聚スルニ及ヘリ今博士ソートビール氏ノ精算ニ拠

レハ第三世奈勃烈翁ノ世則チ千八百六十七年ニ改羅巴全州

財ハ大約四百四十億フランクニ出テスト云フ是ニ因テ之ヲ觀

レハ當時ノ佛國ヲ目シテ一ノ大ナル黃金淵藪ト評下スルモ敢

テ不可ナルナレ

斯ク巨財ノ淵藪ヲ為セル佛國ニ於テ金銀ノ相場確乎トシテカ

カス一ト十五半割合（金價五フランクハ銀價二十フランクニ
當ル乃チ其量目ハ金量一キログラムノ
造幣高ニ百ノ造幣高ニ四ノフランクニシテ銀量一
キログラムノ造幣高ニ二ノフランクニ當ル）ヲ以テ賣買

13

レ得ルカ故ニ各國ニ於テ亦不得止此例ニ倣ハサレテ得サル

得也之ヲ画スルニ銀量十五半ヲ以テ金量一ヲ得ント欲

セハ則チ佛國ニ行テ能ク之ヲ辦スルカ故ニ誰カ又十五半ヨリ

多キヲ出スモノアラシヤ又金量一ヲ以テセハ好ノ銀量十五半

ヲ得ルカ故ニ誰カ又金量一ヨリ多キヲ出スヲ須ニシヤ是ヲ以

テ之ヲ觀レハ佛國ノ相場ハ萬國ノ相場ニシテ千八百七十三年

マテ五州万邦ノ間ニ其相場ノ著シキ浮沈ヲ見サルハ蓋シ以故

アリテ然也

然ニ其歸鞏ノ巨財一朝四方ニ散スルトアリテ或ハ其貨幣ノ面

ヲ剝削シ其量目ヲ減耗シテ復之ヲ該國ニ致ストアラハ忽チ從

前ノ權衡ハ変マサルヲ得ス又佛國ニ於テハ元來金銀ノ需急ナ

ルトアリテ之ヲ為シ金銀相場頗ニ騰貴シテ多少ノ打歩ヲ生スル

トアリ即チ千八百五十六年巴黎ニ於テ金價六分ノ打歩銀價

ニ二割四分ノ打歩アリ又千八百七十一年七月其需甚タ急ニシテ金貨ニ二割三割銀貨ニ三割四分ノ打歩アリ是割引ノ不廉ナルモノニシテ信憑得難キヲ知ルヘキ也

然リ而シテ時々佛國ニ於テ其將沈低昂スルヲ見ルト虫モ千八百三年ノ貨幣法ヲ変更セサルニ因テ各國ノ金銀比較ノ權衡ニ著シキ違差ヲ生スルヲナカラシメタリ乃チ英國ノ如キ銀貨ヲ以テ適法通債ト定メサル國ニ於テモ亦其法ノ影響スル所ナリ嘗テ金銀相場ニ大差ヲ現出シタルヲナシ試ニ思ヘ佛國ニ於テ未タ其割合ヲ一ト十五半ト定メサル前ハ一ト十四十六分三ナリシテ然ルニ此割合ヲ採用セシ以來此ノ如キ違差ヲ生セサルハ全ク其法ノ影響ト言フ可シ而シテ余カ前ニ云ヘル如ク此割合ハ全ク法所ノ壓抑ニ出タルヲ終始記スルヲマランヲ乞フ又「カリフォルニア」及「抑斯多利亞」ニ於テ金山ノ發見アリ

ト虫モ佛國ニ於テ一ト十五半ノ割合ニ變易ヲ見サルハ即チ法律ノ然ラレムル所ナリ然レ英國ノ如キハ未タ此發見アラサリレ前則チ千八百四十七年ニ倫敦ニ於テ銀量一「オンズ」ニ付五十九「ペン」^半割合一ト十ナリレモ發見來其價頗ニ沸騰シ加之印度地方ニ於テ銀ノ需急ナルカ為ニ愈々沸騰シ終ニ千八百五十九年ニ一「オンズ」ニ付六十二「ペン」^半六分一ノ高價ニ昇レリ一ト十五、二ノ割合ニ當ル然ルニ千八百七十三年ニ獨逸國ニ於テ銀價ニ減殺スルノ法ヲ設ケ既ニ千八百七十一年ヨリ本位銀貨ヲ廢止シ以テ獨リ金貨ヲ本位ト定メタルク故ヲ以テ増々其墮落ヲ促シ又適々印度地方ニ於テ其需要減縮シテ愈々下落シ一「オンズ」ニ付五十九「ペン」^半ノ相場ヲ倫敦ニ現出セリ乃チ金銀價格ノ比較ハ一ト十五、九ニシテ曰ニ復シタルモノナリ今其始メヨリ千八百七十三年マテ算スレバ二十有六年ニシテ

此際ニ於テ開礦ノ舉アリシカ爲ニ各國ノ貨幣價格上ニ一大変
ヲ起セシト雖佛國ニ至テハ獨リ法律ノ定ムル金銀比較價位
ヲ保守シ敢テ他邦ノ相場ニ因テ影響セラレズレテ其權衡ヲ保
續シ金貨記溢ノ患ヲ扞防セリ蓋シ當時記溢ノ患ニ罹ラハ其禍
大ナリト云フ

又新ニ米國ニ銀山ヲ發見シテ銀貨將ニ漸ク天下ニ播流シ之ニ
反シテ印度ノ需漸ク將ニ減セントス於是乎銀貨ノ墮落ヲ未
ニ防カント欲シテ千八百六十五年佛蘭西、伊太利、瑞西、蘭土、白耳
義ノ四國カ同盟シテ銀貨鑄造ノ制限ヲ定メント決議ス乃チ千
八百七十四年ニ四國共用ノ爲ニ鑄造スル所ノ銀貨幣ヲ一億四
千萬元^{フラン}ニ限リ千八百七十五年ニ一億五千萬ニ限リ千
八百七十六年ニ至リ希臘モ亦此同盟ニ加入シテ等シク此主義
義ヲ遵奉セリ而シテ獨逸國ニ至テハ獨リ此主義ニ反シテ銀貨

15

墮落ノ政策ヲ施行セリ

此時ヨリ^テ金銀貨ノ權衡ハ殆ント方ニ壞裂ノ勢アリテ千八
百三年ノ法制奉行以降佛國及ニ其他ノ國<sup>佛國ノ貨幣法ヲ採
用シタル國ヲ云フ</sup>
於テ巨大ノ財ヲ彙集セシモ今ヤ銀貨ハ天下ニ普ネク獨リ之ニ
佛國等ニ吸集スルヲ能ハサル而已ナラス嘗テ黄金ノ淵叢ト爲
リテ万国ノ金銀價格ヲ左右セル佛國ト雖モ將ニ其禍ニ罹ラン
トマリ之レヲ要スルニ四國同盟ノ措置アリレヨリ金銀價格上
ニ未曾有ノ影響ヲ生シタリ蓋シ之レヲ銀價ノ一大變動ト云フ
ヘシ

口 第二疑問 純金或ハ純銀ノ量目幾許ヲ以テ本位貨幣ヲ製ス

ルヤ

白國造幣ノ事タルヤ彼ノ同盟四國ニ於テスルカ如ク政府直轄
ノ造幣局ナリテ之ヲ管理ス而シテ民間ニ之ヲ私立ヲ許サス然

大 義 首

レ氏其工場ナルモノ唯一局而已ニシテ人々ノ地金ヲ改鑄セン
ト希望スレハ金銀何レヲ問ハスレテ改鑄セサルヲ得ス乃チ純
銀一キログラムヲ輸入スレハ二百二十フランク五五分一ニ
改鑄シ又純金一キログラムヲナレハ三千四百三十七フランクニ
改鑄シ以テ之ヲ地金持参人ニ交付スルモノトス

第六疑問 金銀地金改鑄手数料ハ何許ナルヤ

白國政府ハ銀量一キログラムヲ以テ銀價五フランクノ種類ヲ
二百二十二フランクニニノ金額ニ製造シ又金量一キログラム
ヲ以テ金價二十フランクノ種類ヲ三千四百四十フランク四
四ニ製造シ以テ之ヲ流通セシムルカ故ニ前款ニ述タル所ノ
負數ニ比較シテ其違差ヲ取ラハ其手数料幾許ナルヲ知ルベシ
而シテ銀量一キログラムニ付二百二十二フランクニニ及ヒ金
量一キログラムニ付三千四百四十四フランク四四四則チ十

16

ト十五半ノ割合ナリ抑キ此割合ハ千八百七十三年マシ實際行
ハレタルニシト虽モ此後ニ至テハ實地行ハレサルカ故ニ其法
則アリト虽モ其実ハ徒法而已如何トナレハ銀價ノ鑄造高ニ制
限ヲ立タルカ故ニ民間ニ地金アリト虽モ自在ニ改鑄スル事能
ハサレハ也且ツ白國政府ハ彼ノ萬國貨幣會議ニ於テ本位貨幣
ヲ確定スルヲ為サス唯姑ラク金銀ノ二者ヲ以テ本位ト仮定ス
ル旨ヲ明示シタレハナリ

抑モ銀價鑄造制限法ト金銀二者ノ本位假定ノ法トハ素ヨリ一
時ノ政策ニ出タリト虽モ金銀二者ノ本位則チ復格本位ヲ廢止
スルヲナキハ明ナリ如何トナレハ嚮ニ千八百七十四年六月六
日佛國々會ノ開院ニ際シテ白國政府ノ辦理大使チヤレンステ
ガルト氏ク白國貨幣法ノ目的ハ只當現時ノ法ヲ保守スルニ外
ナラサルヲ辨明シタレハナリ然リ而シテ其政府ノ處置茲ニ

出タリト雖ニ銀貨漸ク墮落シテ改米及ヒ印度地方ニ於テ金銀
價格ノ比較ヲ錯亂シタル而已ナラス諸業財本ノ額ヲ減縮セシ
メ随テ百工貿易ノ道咽塞シ各國共ニ紙幣氾濫ノ害ヲ醸生スル
ニ至レリ

今其害ノ一例ヲ掲ケハ千八百七十四年間ニ純銀一「オン」ノ價
五十九「ペンス」ニ分一ヨリシテ五十七「ペンス」四分一ニ下落セリ
故ニ其下落ノ額ヲ以テ金銀ノ比較ヲ算スルハ一ト十六、四七
ナリ又千八百七十五年ニ其價尚ホ下落シテ五十五「ペンス」八分
五ニ及ベリ而シテ其沸貴ノ極度ハ五十七「ペンス」八分五ヨリ昂
ラス故ニ又其下落ノ額ヲ以テ算スルハ其割合ハ一ト十六、九五
ナリ又千八百七十六年ニ至テハ沸貴ノ極度五十五「ペンス」八分
七ヨリ四十六「ペンス」四分三マテ下落シタリ故ニ其割合ハ一ト
二十、一七ヨリ之レヲ要スルニ銀貨ノ下落愈々甚シケレハ其沸

17

沈愈々常チ終ニ銀貨ヲ以テ諸事ノ取引ヲ為ス下能ハカルニ
至ル是貿易工業ノ道ニ一大妨碍ヲ生シタル所以ナリ

第五疑問 金銀比較價格上ニ變易アリシカ為ニ貿易及ヒ諸生

産事業上ニ何等ノ影響ヲ生セシヤ又其本位貨幣ニ

影響アリシヤ或ハ又タ之カ為ニ貨幣法ヲ改正シタ

ル如キ事アリヤ

金銀比較價格上ノ變易ヨリシテ貿易及ヒ生産事業上ニ何等

影響ヲ生シタルヤノ疑題ヲ氷解スルハ容易ニ非ス蓋シ其事

繁雜錯綜シテ原由ヨリ結果ヲ説キ結果ヲ見テ原因ヲ尋繹スル

極メテ難ケレハナリ

先ツ千八百五十年ヨリ六十一年マテノ佛國造幣高ヲ觀スレハ

金貨四十四億六千七百万「フラン」銀貨三億五千零百三十二万

七千「フラン」合計四拾八億零千八百三拾三千七千「フラン」ニ

大蔵省

レテ乃チ余カ前疑ニ述ハタル如ク白國政府ハ千八百五十年十
二月二十八日ヲ以テ本位金貨ヲ廢停セシテ欲シタルカ故ニ
千八百五十年ヨリ六十一年マテ其鑄造貨幣ハ悉皆銀貨ニシテ
之ヲ佛國ニ比スレハ實ニ寡シナリ乃チ其鑄造高ハ八千万ヲラ
シクニ過ス高レテ歐洲貿易ノ形勢ヲ察スルニ英國ノ海外貿易
ハ二十ヶ年間ニ僅ニ九割七分ノ増加ナレト佛國ノ貿易ヲ算ス
レハ十六割四分ノ増加アリ而シテ白國ノ如キハ佛國ト同盟以
來十六年間ニ二十七割七分ノ増加ナリ但シ此割合ハ「エミル」テ
ラベルレ」氏ノ計算ニ依ル所ナリ今此計算ニ拠レハ白國ハ頗
ル利益アルニ似タレト詳カニ其統計ヲ校閲スレハ稍々究厄ノ
情態ナキヲ保セス是白國ノ常ニ貨幣法ヲ變換シタル所以ニシ
テ却テ之カ為ニ佛國ヲ利セルモノ、如シ且ツ佛國貿易ノ旺盛
ヲ致セルハ白國ノ比ニ非ズ如何トナレハ千八百四十七年ニ佛

18

國ノ貿易高二十六億七千三百五十万「フラン」ナリレハ千八百
七十三年ニ至テハ九十三億九千九百「フラン」ニ増加シタレハ
ナリ然ルニ白國貿易高ヲ算スレハ千八百四十七年ニ七億三千
二百二十万「フラン」ニシテ千八百七十三年ニ至テ僅ニ十七億
七千三百七十万「フラン」ナリ故ニ今其二十六年間佛國貿易ノ
増加高ノ割合ニ算スレハ二十五割四分ニ当ルト云モ白國ハ僅
ニ十四割二分也
佛國ニ於テ僅々年間ニ此ノ如ク巨大ノ財ヲ鑄造レ剥カヘ此財
ノ運為ヲ活潑鞏固ナラシメテ遂ニ其貿易ヲシテ古來未曾有ノ
旺盛ヲ致サレメタルハ感セナリト云フ可シ況ンヤ千八百七十
一年寧佛戰爭ノ費途ヲ能ク辨シ猶ホ且ツ疲弊ノ色ナク償金五
十億「フラン」ヲ出シタルニヤ
是ヲ以テ之ヲ觀レハ金銀ニ基テテ物ヲ創造スルノ方アルヲ

徴スルニ足ル令之レヲ例セハ千八百十五年ヨリ四十八年ニ至
ルマテ佛國鑄造ノ貨幣毎年平均高三千九百万フランクニシテ
貿易ノ平均高ハ十二億ナリ而シテ千八百四十八年以來其鑄造
年平均高ハ漸ク増加スルニ隨テ貿易高モ亦増加セリ乃チ此年
以後ノ平均鑄造高ハ三億二千七百万フランクニシテ之ヲ前年
ニ比スレハ其三倍ナルヲ知ルヘシ故ニ貿易高モ亦幾ント三倍
セリ茲ニ其一例ヲ掲ケハ千八百五十六年ノ鑄造高ハ五億六千
二百万フランクニシテ貿易高ハ四十五億八千七百万フランク
ノ巨額ニ昇レリ尚ホ詳細ハ「レバツシール」氏ノ金貨論ヲ見ルヘ
シ
茲ニ確論アリ曰ク貨幣ハ生産ノ道ニ於テ欠クヘカラサル具ナ
リト余之ヲ實際ニ徴シテ其論ノ真ナルヲ知ル蓋シ貨幣夥多ナ
レハ先ツ二者ノ結果ヲ成ヌ乃チ其一ハ割引ヲ低減シ其二ハ割

19

引ノ割合下落スルニ隨テ物價ヲ沸貴セシムル是ナリ
凡ソ割引ノ廉賤ナルハ國家繁昌ノ一原因ニシテ其廉不廉ヲ致
スハ金銀ノ相場ニ関ス而シテ其相場ナルモノハ極メテ感應銳
敏ニシテ僅ニ一小事ノ發起スルトアルカ或ハ政州一般ノ貨幣
上瑣ザノ影響タモアラシメハ立トコロニ其割引ノ割合ヲ沸貴
セシムルニ足ル蓋シ割引ノ沸貴ハ銀行準備ノ貨幣ナルヲ以テ
ナリ
今若シ英佛二國ノ割引ヲ比較セハ其廉賤ナルト佛國ニ若カス
乃チ知ル英國ハ金貨本位ニシテ常ニ其割合廉ナリト云フト雖
モ却テ佛國ノ復格本位ニ若カルヲ且ツ千八百四十四年英國銀
行管理條例ニ因ニ其準備ヲ本位金貨ノミニ制限シタルカ故ニ
其以後割引ノ割合ノ變易シタルト百九十度ノ多ニ及テ常ニ二
分ヨリ一割ノ間ニ出沒浮沈セリ之ニ反シテ佛國銀貨ハ金銀ノ

大蔵省

二者ヲ以テ其準備ト為シタルカ故ニ同年間ニ割引變易シタル
ルヲ僅ニ八十七度ニシテ乃チ七分ヨリ沸騰シタルトナリ又三
分ヨリ低下シタルトナレ故ニ其浮沈ハ四分ノ間ニ在リト臣氏
英國ノ如キハ八分ナリ
今試ニ佛國ノ貿易及ヒ百工ヲ隆盛ナラシメタル原因如何ヲ明
晰マント要セハ「ベンシルバニヤ州代議士「ウイリウムケルレ
」氏ク千八百七十六年二月十九日及ヒ三月十六日ニ貴府ニ於
テ快壯ナル演説ヲ為シタルハノ論ヲ参考シテ之ヲ知ルベシ
凡ソ貿易ノ媒夥多ナレハ生産ノ道ヲ開達スルハ論ヲ待ス令試
ニ此点ニ原キ貨幣ノ性質如何ヲ考フレハ貨幣モ亦一種ノ機械
ナルヲ知ルヘシ果シテ然ラハ唯其固有ノ價值ノミヲ見テ後
ニ其多寡ヲ以テ貧富興廢ヲトスヘカラス而シテ此機械則チ貨
幣ナルモノハ常ニ活動不止其勢力極メテ盛ナレハ百級生産ノ

本原ヲ助ケ以テ貿易ヲ隆興セシムルニ足ル乃チ今前款ニ掲
タル佛國ノ貿易高ヲ見レハ佛國ノ如キハ此目的ヲ達シタルモ
ノト云フヘシ是ニ因テ之ヲ觀レハ七十五年前佛國ニ於テ始テ
復格本位ヲ確定シタル所ノ人々ハ豫メ今日ノ美果ヲ洞察シタ
ルモノト云フモ不可ナルナレ如何トナレハ此等ノ人々ノ言ニ
曰ク凡ソ貿易ハ彼我製産ノ交換ニ因テ之ヲ為スモノナリ豈ニ
賣買毎ニ貨幣ヲ以テ為スモノナラシヤト(第一附録(四部)之ヲ要
スルニ貨幣ハ通高ノ間ニ生スル所ノ剩差ノ金額ヲ決算スルノ
用ヲナスニ過スレテ且ツ貿易ノ損益ハ唯此金額ヲ損得スルヲ
以テ生スルモノニ非アル也而シテ其損益ノ由テ起ル所以ハ彼
ヨリ我ニ致ス物品ト我ヨリ彼ニ致ス物品トヲ較考シ以テ其價
ノ差違如何ヲ見テ之ヲ決スルモノ也)
上ニ開陳セルカ如ク千八百七十三年ニ佛蘭西伊太利白耳義瑞

西蘭土ノ四國カ同盟レ以テ單格本位ヲ採用シタル銀貨墮落
ノ一大原因ニシテ若シ夫レ四國ノ措置茲ニ出スレテ各其復格
本位ヲ用ヒタルモノトスハ彼令波斯ニ於テ三年間ニ十億二千
万^{佛銀九億五千}マ^{アラシクニ}ク^{相当ル}ヲ賣出シタリト云ヒ其害ヲ蒙ムリタ
ル^{ナキハ}明ニシテ又何^ッネバダ州ニ銀山開鑛ノ舉アリシト
云ヒ驚駭スルニ足ラサル也

第四疑問 銀貨墮落ノ病因ハ永遠之ヲ絶ツ^テ能ハサルモノナ

ルヤ又金銀自然ノ比較價位ニ因テ遂ニ之ヲ殄滅ス
ルヲ得ルヤ或ハ法制等ヲ以テ之ヲ療治スルヲ得ル
ヤ

余^カ前欸ニ述ヘタル如ク獨逸國ニ於テ銀貨ヲ墮落セシムルノ
措置ト同盟國ニ於テ銀貨鑄造制限法トノ二者ハ素ト人爲ノ抑
留ニ出タルモノニシテ之ヨリ生シタル所ノ弊害ヲ醫ムルノ策

2

モ亦法律ノ力ヲ以テ直接ニ矯匡メント欲シタルニ在ナリ而シ
テ此法律ヲ施行シタル所以ハ畢竟勢ノ不得止ニ出タルモノニ
シテ尚ホ後來此ノ如キ抑制ヲ施行スル^トモアルヘシ然レ銀貨
ヲ低減スル^カ如キ措置ハ到底行ハレサルヘシ如何トナレハ銀
量ノ産出漸ク萬國ニ減サスレハナリ且ツ何レノ銀行ニテモ常
ニ割引ノ騰踊ヲ抑止スル^トアルモ免角其割合ノ沸騰スルヲ見
ルハ不換紙幣ノ流通漸ク夥多ナルノ致ス所ト云ヒ抑モ亦銀量
ノ産出減サスルニ因ルモノトス是米、埃魯、伊其他諸國ノ常ニ紙
幣償却ニ困シム所以ナリ

佛國理財新聞ニ揭ケタル^ニメ^ン氏ノ計算ニ拠レハ全世界
ノ海外貿易高ハ千八百五十二年ニ三百億^{フラン}クナリシ^カ千
八百七十二年ニハ七百二十億ニ増加シタルヲ以テ二十ヶ年間
ニ其増加ノ割合十四割ニシテ即チ年七分ノ割合ナ^リト

蔵
首

又博士「トビール氏」ノ計算ニ拠レハ政州全國ノ現在貨幣高
四百四十億「フラン」ナリト今之ヲ年七分ノ割合ヲ以テ政州ノ
貿易高ヲ計算スレハ毎年ノ増加高三十億ニシテ是毎年貨幣流
通高ノ増加スル所以ナリ然レ而シテ紙幣モ亦貨幣ト共ニ併ヒ
行ハレテ貿易百工ノ道ヲ便スト虽レ紙幣ハ信憑而已何レノ日
ク之カ責ヲ塞カサルヲ得サルモノナリ而シテ金銀産出ノ高ト
年々増発ノ紙幣高ト比較スルハ紙幣ノ発行ハ其産出ニ俟行
スルヲ得サルモノ、如シ

此ノ如ク金銀産出ノ漸ク減サスル孰アル時ニ際シテ孰レカ亦
銀價ヲ低下メント欲シタルモノアラシヤ又単格本位金貨ノミ
ヲ用ヒテ之ヲ為ニ割引ノ割合ヲシテ低昂常ナク徒ニ人民
ヲ窮厄セシムルノ策ヲ謀ラント欲スルモノアラシヤ蓋シ獨逸
ノ如キハ此ノ如キモノナリ然ルニ此國ハ佛國ヨリ價金五十億

2

「フラン」ヲ得テ大ニ殷富隆盛ナルモノ、如シト虽レ嘗テ此國
ノ法ニ倣ヒ單格本位ヲ用ヒタル國々ラシテ其殷富隆盛ヲ羨慕
セシメタル「ナキ」ハ畢竟單格本位法ノ非ヲ覺知スルニ至レハ
ナリ且ツ獨逸國ハ千八百七十五年十二月三十一日マテニ金貨
十二億五千万「マルク」ヲ新造シタリト虽モ敢テ之ヲ流用ノ用ニ
供セス蓋シ此等ノ金ハ嘗テ英國ニ得タル所ニシテ動モスレハ
該國ニ於テ打歩ヲ出シテ之ヲ取戻サル、ノ患アレハナリ又佛
國ニ於テ之ヲ獲取シテ二十「フラン」ノ貨幣ニ改鑄セラレシ
ノ恐アレハナリ且ツ獨逸國ハ年一年ニ其輸出ヲ減少シ隨テ其
輸入高ハ日ニ月ニ増加セリ之ヲ例ヤハ千八百七十一年ニ輸入
超過高ハ十億八千五百「マルク」ナリレカ千八百七十四年ニ
至テハ四億八千四百「マルク」ニシテ僅ニ五ヶ年間ニ十億五
千万「マルク」ノ巨額ヲ輸出セリ之ヲ佛銀ニ算當スレハ幾ント

六十億、フランスナリ是獨逸國ニ取リテハ誠ニ悲歎ヘキ景情ト云フ可シ
博士ソートビール氏ノ計算ニ拠レハ千八百六十七年ニ政羅巴州ノ貨幣總額ハ四百三十億、フランスニシテ内金貨二百五十億、銀貨八十億ナリト今若シ之ニテ金銀貨ノ權衡宜キヲ得タルモノトセハ獨逸ニ於テ強クテ銀貨ヲ墮落セシメント欲シタルハ後ニ百工貿易ノ衰頹ヲ招キ各國金銀ノ相庭ヲ攪乱シ從來銀貨ヲ專用スル國ト凡百ノ關係ヲ破壞シタルニ過ス
蓋シ單格本位ノ貨幣法ヲ施行スル彼斯國ノ如キハ理財ノ情勢萎靡衰頹シ又復格本位法ヲ奉行スル佛國ノ如キハ其情勢漸ク感シナリ是早晚各國ヲシテ復格本位ノ可ナルヲ覺悟セシムル所以ニシテ余モ亦其法ノ可ナルヲ信ス就中不換紙幣發行ノ國或ハ現在大ニ銀量ヲ出ス國ニ於テハ愈々此法ノ利アルヲ明知

レテ今時此法ヲ用ユル所ノ國ニ謀リ以テ復格本位法ヲ採用スルニ至ルハ必然ナル可シ

ハ 第一附録

千八百十三年則チ佛國共和政治第十一年二月國會ノ開院ニ際シ理財局々長「レ」アレトシテ該院ニ差出シタル報告書抜

萃(但レ當時ノ「モ」ニテ「サ」)
新聞ヨリ抄出ニ係ル

余敢テ茲ニ議算諸子ニ稟議セントスル所ノ金貨論ヲ明説セントスルニ當リ先ッ余カ立案ノ要旨ヲ述テ衆議ノ決ヲ乞フアリ乃チ其要旨ニ五アリ曰ク原價曰ク貨幣本位曰ク量目曰ク金銀以下貨幣ノ種類曰ク之ニ相当スル紙幣ノ種類以上ノ料目ヲ決定セントスルニ在リ抑モ金貨ヲ以テ通貨ト看做シテ之ヲ流用スヘキ、或ハ商品ト看做シテ之ヲ用フヘキカ今若シ之ヲ通貨

視セハ交易上ニ於テ名額通り之ヲ流用セレメサルヲ得ス又之
ヲ商品視セハ時ノ相場ニ随テ浮沈低昂ナカラサルヲ得ス是余
カ議貴諸子ノ注意ヲ乞フ所ニシテ或ハ諸子カ之ヲ難題ト看做
レ行政上ニ於テ此ノ如キ學術上ノ論ヲ要メサル者ト為レテ黙
々ノ間ニ付ルナキヲ乞フ所ナリ

議貴諸子聞カスヤ「ロツク」及「ニウトン」ノ如キ碩学カ金銀價格
上ノ弊害ヲ矯正スル一ノ便法ヲ説キタルヲ况ンヤ今日ノ經濟
學士カ此説カ稱賛主唱スルニ於テ「ヤ」今此説ニ拠レハ特ニ旧
貨ヲ改鑄スルヲ要セス又貨幣ノ浮沈低昂スルアルモ能ク其障
害ヲ徹去スト云フ其便法トハ何ッヤ曰ク通幣ノ通幣タル所ハ
ノ職ヲ為スモノヲ銀貨ノ一種ニ限り金錠ヲ以テ之カ補助ナ
スニ在リ而レテ之ヲ流通スルニ當リ政府ヨリ時々其相場ヲ公
告シ其重量及ニ本位ノ如キハ貿易上自然ノ勢力ニ任セテ其輕

24

重ヲ定メレメ流用ノ際苟モ抑留ノ措置ナカラシムルヲ要スル
也

凡ツ金銀何レノ貨幣ニテモ其用ハ交易ノ媒タルニ過ス然レニ
其權衡ヲ失スルハ一ノ弊害ト云フべシ而レテ此弊害ノ由テ起
ル所ハ其權衡ヲ定ムル一ノ規矩ヲナカ故ニ到底此規矩ヲ設ケ
サル以上ハ其弊害ヲ去ルヲ能ハサルモノトセハ銀ヲ以テ之カ
規矩トナシ金ヲ以テ銀貨ヲ補助セシメ價值ノ基本タルヲ失フ
ト勿ラシムルニ若クナレ議貴諸子果シテ此説ヲ然リトセハ交
易上金貨ヲ用テサルモ可ナリト為レ或ハ余カ説ク所ヲ以テ穩
當ナラサルノ論ト看做スヘシ又此ノ如キ深蘊結綜セル理由ヲ
明晰スルハ極メテ難シトナシテ或ハ云ハン金錠モ亦一ノ自在
ナル商品ノ如ク運動ヲ動シテ銀貨ト共ニ併ニ行ハレテ之ヲ輔
助スヘト虽モ後未愈々銀貨ヲ補助スルノ効績ヲ顯ハスモノ

蔵
録

ナルヤト
蓋シ往昔ヨリ金ヲ以テ交易ノ媒タラシメタルハ自然ノ勢ニ出タ
ルモノニシテ決シテ強クテ之ヲ用ユルモノニ非ス今若シ余カ
茲ニ開述セル方法ヲ以テモハ仮令モ金貨ノ流用稍々減縮スル
カ如シト虽モ流融ノ間ニ其弊ヲ醸生スルトナカルヘシ然ルニ
世論動モスレハ金貨ノ効用唯大ナリト思考スルヲ以テ或ハ偽
造ノ癖論ニ陷ヒル弊ヲキヲ保タストス
今日ニ至ルマテ我國ノ貨幣法ハ何度變更ヲ為セシヤ恐ラクハ
議貨諸子ノ賢明ナル或ハ前奉ヲ悔ユルトナルヘシ凡ソ理ヲ以
テ論スルハ其事好シト虽モ之ヲ實際ニ施スニ當リ廣ク之ヲ
輿論ニ問ハサル可カラス如何トナレハ今若シ金貨ニ代フルニ
金錠ヲ以テシ世上交易ノ媒トナスト虽モ實地之ヲ取引スルヲ
得ナルハ却テ金融閉塞ノ患アレハ也且ツ國民ヲシテ此新法

23

ヲ慣用セシムルハ一朝一夕ノ能スル所ニ非サレハ也
國家寧靜ノ時ニ非サレハ貨幣法ヲ變更スルト勿レト云ヘルハ
明言ナリ我國革命以來日尚ホ淺シ況ンヤ國亂ノ弊ヲ受ケテ人
心離散シ百凡ノ事業上ニ不信ヲ生シ百事旧業ヲ顛覆シテ更ニ此等
ノ事業ヲ起シタルニ於テヤ而シテ議貨諸君ク嘗テ大蔵出納
長官「ケローン」氏ノ改正シタル金銀價格比較一ト十五、半ノ旧規
ヲ廢止セサルハ畢竟此等ノ理由ニ出テタルヘシ然レ我輩ハ今
日輿論ノ沸著スル所ヲ窺フニ此割合ヲ以テ過當ト為スモノハ
如シ如何トシレハ政州一般金銀比較ノ平均ハ一ト十四、十分三
ニ過スレテ其最モ高價ナルモノト雖モ一ト十五ノ割合ナレハ
也且ツ我佛國ノ如キハ政州貨幣流通ノ中心ニシテ西班牙葡莖
牙、地方ヨリ茲ニ沸騰スレハ隨テ亦之ヲ北南地方ニ致シ恰モ新
陳替代ノ循環ヲ為ルカ故ニ貨幣法ニ於テ一當ニ此中庸比例ヲ

採用スルキナリ
然ルニ今日金銀比較價格ニ其弊害ヲ醸出シタルハ海外貿易上
ニ在リ濫リニ金貨ヲ輸入スルニ因ルト虽モ亦千七百八十
五年ニ金銀比較一ト十五半ノ割合ヲ定立シタルニ根柢ス如何
トナレハ此時以來銀貨漸ク低落シテ四方ニ散リ随テ金貨交々
我ニ蟬集スルヲ見ルハ金銀比較其度ヲ得ナルカ所以ナレハ也
且ツ之ヲ一國貿易上ニ在テ算スルモ亦幾多ノ損失アルヤ論
ヲ待カレ也然リ而シテ國內金銀ノ相場ハ一ト十五半ナリト虽
モ外國トノ相場ニ至テハ然ラサルカ故ニ仮令銀貨濫出ノ大患
ナレトスヘケレモ到底救機財利ノ計ヲ出スモノアリテ之カ爲
ニ亦幾多ノ損失ヲ招クヤ必セリ果シテ然ラハ世間又貨幣ノ價
造シテ其間ニ奸曲ヲ逞フスルモノアリテ之カ爲ニ造幣ニ業上
亦多クノ煩勞ヲ生スルニ至ルヘシ

20

千七百八十五年改鑄貨幣ルイスノ價值下落シタル所以ハ其流
用ノ夥多ナルニ因ルト虽モ亦職トシテ金銀價格ノ比較其宜キ
ヲ得ナルニ昭昭シタルモノト云フ可シ果シテ然ラハ議貨諸子
ハ余カ茲ニ開陳セル方法ノ以テ當ニ奉行ス可キヲ覺知スルス
ラン然リ而シテ現時ノ貨幣法ハ不利ハ則チ不利ナリト虽モ亦
幾分カ其不利ヲ償フ所アリ何ッヤ曰ク外國ヨリ我ニ拂フ可キ
金貨アラハ一旦我貨幣ニ交換シ以テ之ヲ我ニ致スカ故ニ往々
交換ノ間ニ金銀錠ヲ我ニ致スヲアリ是余カ維新前ニ目撃シタ
ル所ナリ而シテ此ノ如キハ素ヨリ目下ノ損益ヲ相償フニ足ラ
スレテ海外貿易上ニ尚ホ大ナル損耗アリトモハ到底之ヲ償フ
ノ策ヲ設ケヌンハ非ス
凡ソ貿易ハ彼我製産ノ交換ニ因テ之ヲ為スモノナリ豈ニ賣買
毎ニ貨幣ヲ以テ為スモノナランヤ是諸子ノ熟知スル所ニシテ

余々喋々ヲ待サル也。是故ニ貨幣ノ用ハ唯貿易ノ間ニ生スル所
ノ金額ヲ決算スルニ過スレテ且ツ貿易ノ損益ハ唯此剩差ヲ損
得スルヲ以テ生スルモノニ非スレテ而シテ具損益ノ由テ起ル
所以ハ彼ヨリ我ニ致ス物品ト我ヨリ彼ニ致ス物品トヲ較考シ
以テ其價ノ差違如何ヲ見テ之ヲ決スルモノ也。

27

余々茲ニ謹テ銀貨論及ヒ此論題ニ関スル諸件ヲ書シテ足下ニ
奉呈スルハ即チ米國政府ニ建議スル所以ニシテ其論議ノ素ヨ
リ實際著実ヲ旨トセリ是下幸ニ之ヲ喜納セヨ頓首百拜

千八百七十六年十二月三十日

「アラツセルス」造幣局長

「シエー、アラール」ド謹白

呈

米政府

貨幣調査委員 主長

歐洲ニ於テ銀價確定ノ策ヲ米政府ニ建白ス

造幣主長「エ」チ、アールソンドルマン氏ノ報告ニ拠レハ米國ニ於テ客歲八月九月ノ銀價鑄造高ハ頗ル多シ如何トナレハ此兩月間ノ鑄造高ヲ以テ全年ニ通算スレハ三千二百八拾八万二千四百六十串ヲ鑄造スルニ當レハナリ況ンヤ今日マテノ最大鑄造高ニシテ九百〇七万七千五百七十一串ニ出サルニ於テマヤ而シテ此最大ノ高ヲ鑄造シタルハ實ニ千八百五十三年ニシテ而シ本位變更ノ際ナリ思フニ近來米國ニ於テ銀價鑄造ノ為ニ其銀ヲ歐洲ニ求メタルヘシ且ツ其鑄造ノ費用多クシテ却テ歐洲ニ於テ之ヲ辦スルノ廉賤ナルニ若クサリレカ如シ果シテ然ラハ米政府ニ幾許ノ損毛ヲ疑フ可ラス試ニ思ヘ先ツ該政府ヨリ歐洲地方ニ銀ヲ請求スルニ當リ緩急常ナクシテ或ハ其

又金銀價ハ此割合ヲ以テ流通シ遂ニ万国ノ貨幣ノ價格ヲ制御
シ或ハ墨西哥ニ銀鑛開鑿ノ奉マシト虽モ或ハカリフォルニ
ヤ瑪斯多刺利亞ニ金山ノ發見アリシト虽モ此等ニ拘ハラフ能
ク其衡平ヲ維持シ佛國ノ以テ一大黄金淵叢トナシテ明説シ
タリ

然ルニ此平均ヲ破壊シテ金銀價ノ相場ヲ攪乱シタルモノハ千
八百七十三年ノ銀貨鑄造制限法即チ是ナリ故ニ今此法ヲ廢停
シテ旧ニ復セハ以テ銀價墮落ノ害ヲ徹去スルニ是ルヘシ蓋シ
此法ヲ廢止スルニ至ラサレハ或ハ米政府ニ利ナキモノ、如シ
ト虽モ之ヲ廢止スルニ至ルマテハ亦至当ノ措置ナカラサル可
ラス今若シ貴政府カ一措置ヲ施サハ幾ント其目的ヲ達スルモ
ノアリ其措置何ソヤ曰ク白耳義政^改ノ保護ヲ受ケテラツセル
造幣局ニ依頼シ米國法則ニ從ヒ弗及ヒ弗以下ノ貨幣ヲ鑄造

スルニ在リ是簡單ナル措置ニシテ其効功疑フ可ラス況ンヤ千
八百七十九年一月一日ニ至リ貨幣ヲ以テ償還スルキ巨財ヲ豫
メ今日ヨリ千八百七十八年マテニ鑄造セザルヲ得タルニ於
テヲヤ

今若シ貴政府ニ於テ果シテ此決議アラシメハ當ニ銀價ノ下落
ヲ禁遏スル而已ナラス却テ歐洲ノ銀價ハ貴政府ヲ定ムル所
ノ價格ヨリ決シテ低落スルトナキヤ必セリ然レ銀價ニ浮沈ア
ルハ常勢ナリ故ニ仮令獨逸國ヨリ銀貨ヲ賣出シタルトモ或ハ
印度ニ於テ銀貨ヲ徵集スルトナクモ此定限ノ價格ヨリ下落
スルトアル毎ニ貴政府ハ廉賤ヲ以テ銀ヲ買収スルヲ得ヘシ是
恰ニ貴政府ノ歐洲市場ノ中央ニ一個ノ造幣局ヲ設ケタルコト如
シ要スルニ我策ハ千八百七十三年ヨリ千八百七十三年迄歐洲一般
金銀比較ノ價格ノ平衡ヲ維持シタル所ノ法則ニ倣ヒ尚ホ一局

之ヲ擴張セント欲スルニ
純銀一「ト」由「ト」付二「ト」
スル「ト」ナレ如何トナレハ諸造幣局ハ此割合ヲ以テ五「ト」
銀貨鑄造ノ為ニ購収スル「ト」アレハナリ又米政府ニ於テ「ト」
セル「ト」造幣局ニ弗貨幣鑄造ノ「ト」ヲ付托シタルモノトセハ其定
額ヨリ下落スル「ト」ナレ

今若シ米政府ニ於テ弗貨幣鑄造ノ「ト」ヲ設造幣局ニ依頼スヘキ
ニ決定セハ其利鮮シナラス先第一ニハ金銀價ノ平衡ヲ得レハ
銀貨ヲ以テ取引ナス諸般ノ家業ヲ便シテ金融ヲ活潑敏捷ナラ
シメ兼テ米國礦山開掘ノ舉ヲ奨励セシムル所以ナリ第二ニハ
千八百七十七年八年ノ二年間ニ米政府ニ於テ鉅多ノ貨幣ヲ鑄
造スルニ當リ六ニ之「ト」ヲ奉テ賛成スベシ又第三ニハ白耳義ノ工
學及「ト」石炭ノ如キハ其價米國ニ比スレハ廉賤ナレカ故ニ隨テ

造幣ノ費用ヲ減省スル所以ナリ乃チ此一事ヲ以テ考フルは造
幣依頼ノ措置ノ可ナル事知ル可キ也

抑モ白耳義國造幣局ニ常ニ他國ノ依頼ヲ受テ貨幣ヲ鑄造ス即
チ其依頼スル國ハ瑞西蘭土羅馬尼亞埃及伊多利「ト」西爾「ト」キ
ン「ト」ルク等ナリ元來我政府ハ他ノ依頼ヲ受タル所ハ為ニ尽カス
ル所アリ且ツ我貨幣五「ト」フランクノ鑄造手續料ハ一「ト」フランクノ鑄
造毎ニ其費耗ヲ算入シテ僅ニセ「ト」フランクノ五「ト」セント「ト」ムナル
カ故ニ今若シ米政府ニ於テ依頼セハ亦此ノ如キ僅々ノ費用ヲ
以テ諾スベシ果シテ之ニ依頼シテ諾シタルモノトセハ其鑄造
シタル貨幣ハ白國政府ノ官吏之ヲ點檢封緘シタル後海上ノ危
難ヲ保証シ英國「ト」リバル「ト」ール「ト」湊ヨリ廻送スベシ而シテ其費用
ハ「ト」アラ「ト」セル「ト」ニ在苗米國「ト」ニ任拂ヒノ手續ヲ為スベシ
今余カ建言ノ旨趣ヲ約シテ大別セリ則テ左ノ如シ

第一米國政府ニ依テ

九年國債償却ノ為ニ銀貨

鑄造スルニ際シ其幣

省シ兼テ國益ヲ起スベシ

第二彼令造幣ノ事ヲ依托スルニ恰モ自國ニ於テ鑄造シタル

如ク確實真正ナルベシ

第三銀貨墮落ノ患ヲ防キ常ニ其價值ヲシテ確固ナラシムベ

シ

第四白耳義國造幣局ニ於テ弗又ハ弗以下ノ貨幣ヲ鑄造スル

間ニ米政府ハ支那及ヒ印度地方ニ貿易銀ヲ寄送シ以テ此

地ノ高品ニ代フヲ得ベシ蓋シ該地方ノ高品ハ常ニ英國

ノ壟斷スル所ナリト雖モ米國ニ於テ果シテ此ノ如クセハ

常ニ能ク其高推ニ得ル而已ナラス却テ白國ニ依賴シテ鑄

造スル所ノ銀貨ノ間接ノ報酬トナルベシ

以上四目ヲ約言セハ造幣依頼ノ一舉ハ旧來英國ノ印度地方ニ

壟斷推利スル貿易ヲ排斥シテ米國ノ為ニ一ノ新市場ヲ開ク
所以也

伯西爾國

諛國公使、パトリック・ダカ米國貨幣調査委員、疑問ニ答ヘテ國務卿ニ進呈シタル書

九月十八日附貴下ノ廻章ヲ拜讀シ余謹テ茲ニ貨幣調査委員、為ニ報道スルヲ左ノ如シ

抑モ伯西爾國ハ四十有餘年來紙幣ノミヲ流用シテ今尚ホ之レナリ而シテ此ホハ皆不換紙幣ナリ故ニ金銀價ノ比較、造幣ノ高貨幣ノ輸入ホニ付テノ疑問ニ應答スル能ハズ是ヲ以テ第一疑問ニ答フルニ金銀價比較ノ變易ナシト云ハサルヲ得ヌ又第二疑問ニ答フルニ金銀價ノ流通絶テ之ナキカ故ニ其貨幣紙昂クシタルニ由ナシ但シ隣邦ト交通アル邊土ニ於テ稀ニ貨幣ヲ見ル而已

二 疑問ニ答ヘテトク國

ナキカ故ニ玉石金銀盤ホノ

第二 銀行紙幣

其種類ヲ細分マハ五百「ミルリ」二百「ミルリ」百「ミルリ」五十「ミルリ」三十「ミルリ」二十「ミルリ」十五「ミルリ」十「ミルリ」ナリ

第三 小銭

以上三種通貨ノ高ヲ合計セハ拾八万六千四百二十九「セント」二百五十六「ミルリ」ニシテ即チ米國金貨平均相場ノ以テ之ヲ算セハ志億〇〇六十七万七千七百九十八弗二十四「セント」ナリ但シ前款ニ掲ケタル有利証券志千三百万弗ノ高ノ通貨ニ非ルヲ以テ茲ニ算入セス而シテ政府發行紙幣ノ質ヲ云ヘハ即チ適法通貨ニシテ一切ノ仕拂ニ供養スルヲ得ルハ銀行發行紙幣ニシテ「セント」及「ハル」ナム「グロ」及「ロバ」ニ設置ノ銀行發行紙幣モ亦一切公私ノ仕拂勘定ニ用ユ但シ緊切ニ適法通貨ト称スヘキモノハ政府ノ紙幣ノミニシテ銀行發行紙幣ハ此限ニ非ス

35

ヨリ發行ノ紙幣モ亦一切公私ノ仕拂勘定ニ用ユ但シ緊切ニ適法通貨ト称スヘキモノハ政府ノ紙幣ノミニシテ銀行發行紙幣ハ此限ニ非ス

政府發行紙幣或ハ銀行紙幣何レモ皆不換紙幣ナリ而シテ貨幣ハ世ニ流通スルヲ見ズ唯之ヲ賣ル而シテ常ニ之ニ打歩ナリ而シテ此貨幣ヲ買得テ通用ニ供スルモノハ「リバル」ナリ諸國ニシテ共和國等ナリナリ蓋シ其貨幣ヲ賣出スルヤ恰モ我米國ニ於テスルカ如シ

又其政府ノ紙幣ハ英國ノ相場或ハ「リバル」ナリ諸國ニ貨幣(多クハ「ソバ」)輸出ノ繁閑ニ随テ其浮沈アリト雖モ通貨一分ナリ一割ノ割引ナリ而シテ其「ソバ」ニ貨幣ハ常ニ其需「ルカ」為ニ英國ノ相場「ソバ」ニ「ソバ」ナリ然リ而シテ伯國ニ適當ノ統計ナキニ故ニ每年金銀相場ノ高或ハ金銀貨輸入ノ高

ヲ知ルニ由ナリ唯後 他邦ヨリ輸入スルトリ
ルアレト諸邦ヨリバリオット、ゲルマン(貨幣)ノ輸入スル
ヲ見ル而已但レ此ダブルトシ貨幣ハリオット、グラシテ、ドソ、ル地
方ニ中止シテ内地ニ到ラス

伯國「リオ府」ニ在ケル一ノ官立造幣局アリト虽氏造幣ノ事
名無実ニシテ唯其礦山ヨリ産出スル所ノ金粉ヲ分拆スルニ過
ス而シテ私立造幣局ハ國法ノ許カ、ル所ナリ

我輩ハ貨幣調査委員ノ疑問中終尾ノ四件ニ答辨セント欲シ既
ニ造幣主長ニ依頼シタルカ故ニ彼ヨリ報道セハ即チ貴首ニ送
致スベシ然レ此國ニ流通スルモノハ貨幣ニ非スニテ日不換
幣ナリ故ニ其報告スル所果シテ委員ノ参考ニ足ルヤ否ヤ私
之ヲ知ラス

曩ニ拙書第二百六十号ヲ以テ務メテ當時通幣ノ景況ヲ探究シ

テ報道シタル所アリ貴下幸ニ彼此ヲ考較セハ思ヒ半ニ過シ
首再拜

千八百七十六年十一月二十五日

左「リオ、デ、ジャ子イロー」府米國公使館

「セームス、アール、パトリック」氏

國務卿「ハミルトン、フナシユ」閣下

「ブーアイノース、アイレス州」

(イ) 債幣調査委員ノ疑問ニ應答シテ公使「オ、アイレス州」
リ國務卿宛ノ書

(イ) 第一「ブーアイノース、アイレス州」通幣法則

幾
目

赤
岩

イ
千八百七十六年九月十八日附國務省ヨリノ廻章ヲ拜讀シ乃チ
作事詔書ニ疑問ニ應答シテ我輩謹テ茲ニアレベン
共和國州ハ此國ノ一州ナリ通幣ノ景況ヲ速フルヲ左ノ
抑モ該國ノ通幣ハ不換紙幣而已ニシテ金銀貨ハ實際ニ於テ流
通スルヲナレ唯法律上貨幣ノ名目ヲ存シ金貨ヲ以テ貨幣本位
ト定メ其量目ハ純金一グラム半則チ純金九百ノ割合ヲ以テ一
グラム三分ノ二ナリ而シテ未ターノ造幣局ヲ設置セスト虽モ
法律上ニ於テ金銀及ヒ銅貨幣鑄造ノ事ヲ政府ノ責ニス
千八百七十五年六月六日ノ法令ニ拠レハ英、米等ノ金貨ヲ以テ
此國ノ適法通貨トナシ其本位價值純金一グラムニ
テ算当ス

38

銀貨モ適法通貨トナレ十串以下ノ勘定ニ之ヲ用ユル得テ即
チ補助貨幣ナリ此貨幣ハ純銀九百ノ割合ヲ以テ一グラムニ
グラム一〇ナリ則チ純金二十四グラム三九九ヲ含テス故ニ
金銀價ノ比較ハ一ト十六、二五五ニ当ル然リ而シテ
流通ノ銀貨ナキカ故ニ白露知利ホルビヤ諸國ノ貨幣ヲ以テ流
用シ其價值ハ各其國ノ定則ニ從フモノトス
紙幣ノ流通ニ於ケル法律ノ強迫ヲ免レサルカ如シ而シテ之カ
償却ノ責任ニ於ケル或ハ政府獨リ之ヲ負フモノアリ或ハ國民
共ニ之ヲ負擔スルモノアリテ其之ヲ發行スルモノハ皆
イノリス、アイレスノ州立銀行ナリ而シテ此等ハ皆直チニ金
貨ニ比スレハ一割二分乃至一割三分ノ打歩アリ今其政府ノ謀
算ヲ窺フニ國幣尺寸ノ餘裕ヲ得一ハ即チ其紙幣償却ヲ希シ

ルモノ、如シ

此國諸般ノ取引ハ幾ント皆紙幣ヲ以テ之ヲ辨ス（就中「アイリス、アイレ」

ニ於テ草大ノ金銀山アリト虽モ未ダ盛大ニ至ラス

我輩ハ茲ニ此國通幣ノ法則（一）ヲ寫シテ封入ス唯貴下ノ

拜受尔采應答ノ期日逼迫ヲ告クルケ如クシテ悉備完全ナラサ

ルヲ以テ或ハ当該委員ノ意ニ副サルヲ恐ル頓首再拜

千八百七十六年十二月十五日

在「アイリス、アイレス」府米國公使館

「アイリス、アイレス」府米國公使館

在「アイリス、アイレス」府米國公使館

國務卿「アイリス、アイレス」閣下

在華盛頓

國務卿「アイリス、アイレス」閣下

在華盛頓

國務卿「アイリス、アイレス」閣下

在華盛頓

國務卿「アイリス、アイレス」閣下

在華盛頓

